

尾張旭市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 法第119条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務について市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織等が市内においてまちづくり活動の実績があること。
- (3) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (4) 業務を行うに当たって関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかに当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかに当該事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

都市再生推進法人指定申請書

都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、次の書類を添え、申請します。

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- 7 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- 8 都市再生特別措置法第 119 条各号に掲げる業務に関する計画書
- 9 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務について市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

都市再生推進法人指定書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であると認められるので、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

1 指 定 番 号

2 法 人 の 名 称

3 法 人 の 住 所

4 業 務

年 月 日

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

都市再生推進法人業務変更届出書

尾張旭市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 指 定 年 月 日 年 月 日 第 号

2 変更予定年月日 年 月 日

3 変 更 の 内 容 変更前（
）

変更後（
）

4 変 更 の 理 由